

# 飼料生産基盤立脚型 酪農・肉用牛産地支援事業 の手引き



## 令和7年度版

酪農・肉用牛経営の持続的な発展を図り、国際情勢等に影響を受けやすい輸入飼肥料に過度に依存しない安定した酪農・肉用牛経営を推進するため、地域の酪農・肉用牛経営者等が連携して、飼料生産基盤及び国産生産資材を最大限に活用して良質な飼料を生産する取組等を支援します。

# 目 次

## ○ 事業への参加要件

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 支援対象者                    | 1 |
| 酪農・肉用牛経営者の参加要件           | 2 |
| 対象牛1頭当たりの飼料作物作付面積の確保     | 3 |
| （酪農経営と肉用牛経営の両方を経営している場合） | 4 |
| クロスコンプライアンス              | 6 |

## ○ 支援対象となる取組及び支援内容

|                        |    |
|------------------------|----|
| 支援対象となる取組及び支援内容        | 9  |
| 1. 良質な飼料生産の取組方法        | 10 |
| 飼料生産計画の作成例             | 11 |
| 同じ作付地で重複して実施することが可能な取組 | 13 |
| 1) 栄養収量の高い草種等への変更      | 14 |
| 2) 早晚品種の組み合わせ・マルチ栽培の導入 | 15 |
| 3) マメ科等の混播・追播          | 16 |
| 4) 二毛作又は二期作の導入         | 17 |
| 5) 良質な二番草・三番草の生産       | 18 |
| 6) 適切な草地更新による地力の改善     | 18 |
| 7) 集約放牧による牧草生産性向上      | 19 |
| 2. 飼料の有機栽培             | 20 |
| 飼料生産組織として参加する場合        | 21 |

## ○ 事業への参加手続

|                    |    |
|--------------------|----|
| 事業への参加手順・手続き       | 22 |
| 取組実施状況の確認と証拠書類等の保管 | 23 |
| 他の補助事業と併用する場合の注意事項 | 25 |
| 問い合わせ先             | 26 |

# 支援対象者

## ■ 対象者

- ・地域の酪農経営者、肉用牛経営者等で組織された団体※（以下、「地域協議会」という。）を支援対象とします。
- ・運営や取組の実施体制に応じて、市町村、農業者団体等を含めることが可能です。

＜地域協議会等の会員の例＞

- ◆ 酪農経営者
- ◆ 肉用牛経営者
- ◆ 乳用育成牛経営者
- ◆ TMRセンター
- ◆ 市町村
- ◆ 農業協同組合 等



※農業協同組合等の農業者団体やクラスター協議会等の既存の協議会でも可

## ■ 地域協議会の事業参加要件

- ①組織及び運営についての規約を定めていること
- ②運営を行うための事務局を設置していること。
- ③適切に事業を実施できる体制を有すること



- ✓ 事業への申請手続、取組計画の作成、取組の実施及び進捗確認を行うことが必要です。
- ✓ 交付金の活用方法を規約等に定め、定めた方法に従い会計処理を行うことが必要です。
- ✓ 交付金を受領する口座は、組織名義又は代表者名義とし、収支の確認ができることが必要です。

＜交付金の活用方法＞

地域協議会は、交付金を酪農・肉用牛経営者等に配分するほか、飼料生産にかかる共同の取組や本事業の実施に係る経費に充当することが可能です

- ④環境負荷低減の基本的な取組を実施していること  
環境負荷低減の取組のチェックシートを提出することが必要です。



詳細は 6 ページ参照

# 酪農・肉用牛経営者の参加要件

## ■ 事業に参加する酪農・肉用牛経営者等の要件

- ① **酪農経営者**は、事業実施年度を通して**生乳を出荷**していること。

〔 4月1日時点で牛を飼養していない新規就農者等については、10月1日以降継続して生乳出荷があること。 〕

- ② **肉用牛経営者**は、事業実施年度に継続して牛を飼養し、年度内に**牛の出荷・販売実績**があること。

〔 肉用牛経営者には、未經産の乳用牛のみを飼養している経営者を含みます。  
4月1日時点で牛を飼養していない新規就農者等については、10月1日以降継続して牛を飼養していること。 〕

- ③ ①の**酪農経営者**又は②の**肉用牛経営者**で組織された**飼料生産組織**は、  
✓ 法人の場合は、農地所有適格法人であること  
✓ 任意の集団の場合は、以下の内容について取り決めた規約を有しており、飼料生産の作業の共同化を図り、共同化に係る経理を一元化していること。

<規約に取り決める事項>

- ・ 集団の目的、名称、住所、代表者及び構成員に関する事項
- ・ 集団の運営及び構成員の役割に関する事項
- ・ 集団の会計処理に関する事項



- ④ **酪農経営者**、**肉用牛経営者**及び**飼料生産組織**は、牛1頭当たりの飼料作物作付地を基準面積以上確保していること  
(基準面積：**北海道で40a/頭**、**都府県で10a/頭**)

詳細は3ページ参照

- ⑤ **酪農経営者**、**肉用牛経営者**及び**飼料生産組織**は、  
クロスコンプライアンスを満たしていること  
✓ 環境負荷低減の取組を実施していること  
✓ 配合飼料価格安定制度の加入要件を満たしていること

詳細は6ページ参照



### 自社で加工・販売を行う場合

自ら生乳を生産・加工・販売していることが証明できる資料があれば出荷要件を満たしていると判断できます。



# 対象牛1頭当たりの飼料作物 作付面積の確保

㊦ 飼料作物作付延べ面積



㊧ 対象牛の飼養頭数



≥

基準面積

北海道40a/頭  
都府県10a/頭



ポイント  
POINT

10a未満は切捨て

(例: 北海道で、39.9aの場合は不適となります)

## ㊦ 飼料作物作付延べ面積とは？

- ◆ 事業実施年度に飼料作物を作付・収穫している下表の農地又は採草放牧地の延べ面積であり、単年生飼料作物の場合は、二期作、二毛作の2作目まで対象となります。永年生飼料作物の2番草、3番草は対象外となります。
- ◆ 公的機関等の書類により面積が確認できることが必要です。

表：対象となる農地又は採草放牧地※

※作付・収穫（放牧を含む）を行っていない土地は対象となりません

|                         |         |                 |
|-------------------------|---------|-----------------|
| 自己所有地                   | 飼料作物作付地 | 飼料作物作付延べ面積<br>㊦ |
| 借地                      |         |                 |
| 農作業受託地                  |         |                 |
| 耕種農家との契約栽培地             |         |                 |
| 単年生飼料作物の二期作・二毛作の2作目の作付地 |         |                 |

## ㊧ 対象牛の飼養頭数とは

- ◆ 牛個体識別台帳に4月1日時点で登録されている以下の牛の頭数です。
  - ①酪農経営者  
満24か月齢以上の乳用雌牛、満7か月齢以上の肉用種及び交雑種の牛
  - ②肉用牛経営者  
満7か月齢以上の牛（品種・雌雄は問いません）
- ◆ ただし、4月1日時点で牛を飼養していない新規就農者等の場合は、9月30日時点の頭数とします。



ポイント  
POINT

家畜改良センターへの飼養牛の届け出を適切に行っていることが必要です。

# 酪農経営と肉用牛経営の両方を経営している場合

## パターンA

農場の地番や管理者が異なり  
牛个体識別管理者番号が異なる

肉用牛経営



酪農経営



酪農経営と肉用牛経営で分けて、  
2つの経営として事業に参加

- ✓ 作付地は、乳用牛と肉用牛の給与割合に従って、酪農経営と肉用牛経営に分けてください。
- ✓ TMRセンターを利用している場合は、粗飼料割合も考慮の上で、乳用牛と肉用牛の給与割合に応じて、作付地を酪農経営と肉用牛経営に分けてください。



**ポイント**

飼料生産記録と給与記録を保存する必要があります

【例 作付地の分け方】



90 : 10

(ロール数、体積、重量の比等)

作付地 = 90 ha : 10 ha

## パターンB

同一農場内で飼養しており、  
牛个体識別管理者番号が同じ



乳用牛

肉用牛



肉用牛も含む酪農経営として  
事業に参加

- ✓ 飼養頭数は、24か月齢以上の乳用雌牛と7か月齢以上の肉用牛が対象となります。



**ポイント**

- 牛个体識別管理者番号が共通の場合であっても、生産した飼料の給与量等を乳用牛と肉用牛に分けることができる場合は、パターンAに準じて、酪農経営部分と肉用牛経営部分を分け、要件を満たす部分のみ（例えば酪農経営部分のみ）で事業に参加することが可能です。
- 例えば酪農経営部分のみとする場合、飼養頭数は、24か月齢以上の乳用雌牛頭数、飼料生産計画に含めることができる作付地は、乳用雌牛に給与している飼料作物を生産している作付地のみとなります。

# (参考) 農作業受託地・契約栽培地

## 農作業受託地とは

農地の所有者（委託者）から農作業の委託を受けて、飼料作物を作付・収穫を行った農地又は採草放牧地



### ポイント

以下の事項を約した契約書が必要です。

なお、委託者と受託者の両者が、同じ土地をそれぞれの飼料作物作付地に重複して算入することはできません。



- 1 受託者は、基幹的な作業※の全てを委託者から受託し、自ら作業を行うこと
- 2 受託者は、生産した飼料作物（委託者に所有権があると判断できるもの）を
  - ①委託者から買い取る又は、
  - ②委託者から販売を受託して第3者に対して販売すること
- 3 受託者は、委託者から農作業受託の対価（委託料等）を受け取ること（受託者が生産した飼料作物や、生産した飼料作物を第三者へ販売した利益を対価とすることも可）

※「基幹的な作業」は耕起・整地、施肥、播種、収穫、乾燥・調製の全ての作業を言います。



## 契約栽培地とは

耕種農家等が飼料作物の作付けを行うことを契約した農地又は採草放牧地



### ポイント

以下の事項を約した契約書が必要です。



- 1 耕種農家やコントラクター等が作付けを行う飼料作物作付面積を明らかにすること
- 2 酪農・肉用牛経営者等は耕種農家等またはコントラクター等が行う役務もしくは、生産された飼料作物に対する対価を支払うこと（現物を対価とすることも可）

### <注意事項>

- ✓ 対価を支払ったことが確認できるよう、領収書等（現物の場合は、受取量、受取日時、署名のある確認表等）を保管する必要があります。
- ✓ 公的書類等により作付面積が確認できる必要がありますので、契約時に確認してください。

# クロスコンプライアンス

## ■ 環境負荷低減の取組の実施

- 「みどりの食料システム戦略」においては、政策手法のグリーン化の取組として、施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者へ集中していくこととしています。
- 環境負荷低減の基本的な取組を実施していることが事業参加への要件となりますので、各取組の具体的な内容や確認ポイントが記載された解説書を読み、**環境負荷低減の取組のチェックシート（みどりチェック）**を用いて、取組状況を確認してください。

みどりチェックの取組内容の解説書はこちら



<農林水産省ウェブサイト>

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html>

## ■ 配合飼料価格安定制度の安定的な運営の確保

- 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、同制度への継続加入等が事業参加への要件となります。
- ①**配合飼料の価格差補填に関する基本契約**及び②**配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約**について、以下の（１）から（４）のいずれかに該当する必要があります。

（１）事業実施年度の前年度において契約を締結している者が、引き続き事業実施年度において契約を締結していること。

（２）新たに事業実施年度から契約を締結している者であること。

（３）前年度及び事業実施年度とも契約を締結していない者であること。

（４）前年度は契約をしていたが、事業実施年度は契約を締結しない者にあつては、配合飼料の給与を完全に中止していること。

法人名/屋号：

代表者氏名：

記載方法：実施している（実施を予定している）場合には「○」を記載

|   |                          |                                                                                       |
|---|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
|   | 計画時<br>(します)             | (1) 適正な施肥                                                                             |
| ① | <input type="checkbox"/> | 肥料の適正な保管                                                                              |
| ② | <input type="checkbox"/> | 肥料の使用状況等の記録・保存に努める                                                                    |
|   |                          | (2) 適正な防除                                                                             |
| ③ | <input type="checkbox"/> | 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討                                                               |
| ④ | <input type="checkbox"/> | 農薬の適正な使用・保管                                                                           |
| ⑤ | <input type="checkbox"/> | 農薬の使用状況等の記録・保存                                                                        |
|   |                          | (3) エネルギーの節減                                                                          |
| ⑥ | <input type="checkbox"/> | 畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める                                |
|   |                          | (4) 悪臭及び害虫の発生防止                                                                       |
| ⑦ | <input type="checkbox"/> | 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める                                                                     |
| ⑧ | <input type="checkbox"/> | 家畜排せつ物の管理基準の遵守                                                                        |
|   |                          | (5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分                                                         |
| ⑨ | <input type="checkbox"/> | プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理                                                                    |
|   |                          | (6) 生物多様性への悪影響の防止                                                                     |
| ⑩ | <input type="checkbox"/> | 特定事業場である場合（該当しない <input type="checkbox"/> ）※ 1<br>排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守                   |
|   |                          | (7) 環境関係法令の遵守等                                                                        |
| ⑪ | <input type="checkbox"/> | みどりの食料システム戦略の理解                                                                       |
| ⑫ | <input type="checkbox"/> | 関係法令の遵守 ※ 2                                                                           |
| ⑬ | <input type="checkbox"/> | GAP・HACCPについて可能な取組から実践                                                                |
| ⑭ | <input type="checkbox"/> | アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している                                                     |
| ⑮ | <input type="checkbox"/> | 農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める                                                           |
| ⑯ | <input type="checkbox"/> | 正しい知識に基づく作業安全に努める                                                                     |
| ⑰ | <input type="checkbox"/> | 和牛生産を行っている場合（該当しない <input type="checkbox"/> ）※ 1<br>家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律の遵守 |

※ 1 該当しない場合は、「該当しない」にチェックを記入。

※ 2 遵守すべき法令は、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）悪臭防止法（昭和46年法律第91号）、湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）とする。

## 環境負荷低減の取組に係るチェックシート

(事業者用)

記載方法: 実施している(実施を予定している)場合には「○」を記載

|   | 計画時                      | (1) エネルギーの節減                                                | 報告時                      |
|---|--------------------------|-------------------------------------------------------------|--------------------------|
| ① | <input type="checkbox"/> | オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める                            | <input type="checkbox"/> |
| ② | <input type="checkbox"/> | 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない(照明、空調、ウォームビス・クールビス、排ガス対策機械の利用等) | <input type="checkbox"/> |
| ③ | <input type="checkbox"/> | 環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討                                     | <input type="checkbox"/> |

|   | 計画時                      | (2) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分 | 報告時                      |
|---|--------------------------|-------------------------------|--------------------------|
| ④ | <input type="checkbox"/> | プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理            | <input type="checkbox"/> |
| ⑤ | <input type="checkbox"/> | 資源の再利用の検討                     | <input type="checkbox"/> |

|   | 計画時                      | (3) 環境関係法令の遵守等         | 報告時                      |
|---|--------------------------|------------------------|--------------------------|
| ⑥ | <input type="checkbox"/> | みどりの食料システム戦略の理解        | <input type="checkbox"/> |
| ⑦ | <input type="checkbox"/> | 関係法令の遵守                | <input type="checkbox"/> |
| ⑧ | <input type="checkbox"/> | 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める | <input type="checkbox"/> |

＜報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて＞  
 本チェックシートにて報告された内容については、  
 農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。